

するめいかの漁獲可能量配分について

- 北海道、富山県以外の府県には配分数量を示さず、「現行水準」による配分を行っている。
- 「現行水準」の府県においては、それぞれに示された目安数量を超えないよう隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとしており、当該目安数量を厳格に管理する仕組みがない(例:配分数量を定めていないため知事による採捕停止命令の発出は行われない)。
- 一方で、「現行水準」の府県においても、希望により具体的な配分数量(漁獲枠)を示す「数量明示」に変更することができる。

資源管理基本方針(抄)

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2(略)

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね 80 パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。
- (3) (略)

令和7管理年度するめいかTAC管理（「現行水準」の府県）

単位：トン

	目安数量(※) (A)	11/13時点 漁獲量 (B)	(B) / (A)	11/13時点漁獲量と 目安数量との差 (上回っている場合のみ)
青森	305	1,113	365%	808
岩手	188	142	76%	
宮城	100	685	685%	585
秋田	50	14	29%	
山形	105	57	54%	
福島	50	12	24%	
茨城	50	62	124%	12
千葉	100	22	22%	
神奈川	50	36	72%	
新潟	186	125	67%	
石川	361	253	70%	
福井	50	30	61%	
静岡	100	71	71%	
愛知	50	15	30%	
三重	100	79	79%	
和歌山	50	13	26%	
京都	50	15	30%	
兵庫	50	27	53%	
鳥取	50	77	155%	27
島根	124	102	82%	
山口	50	23	45%	
徳島	10	15	153%	5
愛媛	50	71	142%	21
高知	50	194	389%	144
福岡	50	16	33%	
佐賀	10	2	20%	
長崎	550	359	65%	
熊本	10	3	25%	
大分	10	3	35%	
宮崎	10	56	557%	46
鹿児島	10	2	15%	

「現行水準」の府県全体の配分数量①	2,517トン
「現行水準」の府県全体の漁獲量(11/13時点) ②	3,694トン
消化率 (②/①)	147%
超過数量 (②-①)	1,177トン

(※)表中の数値が10、50及び100となっている府県は、以下を意味する。

10：基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合

50：基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合

100：基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合